法人会
消費税期限内納付
推進運動

全国80万社の仲間がみんなのために活動しています

法人 春日部

第 169 号
（平成29年1月号）

みんなで回覧しましょう。

公益社団法人　春日部法人会
〒344-0062　春日部市粕壁東1-20-28　春日部市商工振興センター3階
TEL.048(761)3551　FAX.048(752)8244

ホームページを是非ご覧ください
春日部法人会　検索
http://kasukabehojinkai.jp/

〔わ　が　町〕

杉戸　杉戸屏風深輪産業団地 平成29年3月造成工事完了（予定）

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の幸手インターチェンジから5km圏内に造成中の杉戸屏風深輪産業団地（約24ha）は埼玉県企業局と杉戸町の共同事業として、平成29年3月完了を目標に造成工事が進められています。

首都圏40km圏内に位置し、圏央道、国道4号バイパス、国道16号という主要幹線道路に近接する好立地です。隣接する杉戸深輪産業団地（約46ha）も数多くの企業が操業しております。杉戸町では企業誘致条例を制定し、進出する企業に対して固定資産税相当額奨励金、雇用促進奨励金などの優遇制度を用意しています。

なお、進出企業については、平成28年12月22日まで申込受付を行い、平成29年3月には分譲企業が決定する予定です。

CONTENTS

新年のごあいさつ……2〜3
税を考える週間／納税表彰式、公開講座、情報交換会……4
中学生 税についての作文／入選者発表、優秀作品……5〜7
税務署だより……8〜11
税制改正提言活動……12〜13
女性部会 合同セミナー／ティーコンサート／健康セミナー……14
法人会の基本的指針……14
青年部会 全国青年の集い 北海道大会……15
決算期別説明会／年末調整説明会……15
花と緑いっぱい運動……16〜17
青年部会 公開研修会のお知らせ……18
女性部会 ファミリーコンサートのお知らせ……18
お知らせ 国税庁・埼玉県・さいたま市……19
新入会員の紹介／支部だより……20
インターネットセミナー……21
想うがまま……22
法人会の福利厚生制度／非後継者への財産分割……23
新春講演会・賀詞交歓会のお知らせ……24

新年のごあいさつ

今、法人会に何が求められているのか

公益社団法人 春日部法人会　会長
野原　宏

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、ご健勝にて輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

公益社団法人とは、文字通り「公益事業を主に目的としている法人」です。また、公益事業とは、「公衆の日常生活に欠くことのできない事業」と定義づけられています。国や県の厳しい審査のもとで設立されますので、一般的に、社会的な信頼性が高い法人として扱われ、法人税が非課税になるなど、税制面で優遇されています。それだけに、広く公益的な事業を実施するだけでなく、一般の方々に、役員、運営状況、経理などの情報を公開する責任も生じています。

法人会は、会員の皆様の貴重な会費をお預かりし、役員の方々の貴い奉仕精神に基づく知恵とご尽力により運営されています。従前より行ってまいりました会員の皆様への「税に関する情報提供や周知啓発活動」「研修」、「国や自治体への提言・要望」、社会貢献活動としての「講演会」「実務セミナー」「花と緑いっぱい運動」「地域イベントへの参加」に加え、近年は、次代を担う子どもたちに税の役割の理解と関心を深める「税に関する絵はがきコンクール」「税についての作文支部長賞」「租税教育資料の提供」「親子マネー講座」などの租税教育事業に特に力を入れてまいりました。

併せて組織として大切なのは、会員相互を結ぶ出会いのチャンスや法人会ならではの福利厚生制度の充実です。「交流ゴルフ大会」「新年賀詞交歓会」「女性部会芸術鑑賞会」各支部を中心とした視察研修、懇親会、ハイキング、ボウリングなどは、会員一丸となって活動を進めるための原動力にも繋がる事業です。

昨年は、このような多様な活動をご理解いただき、新たな会員の方々をお迎えするべく、写真を多用したリーフレットを作成しました。こうした活動を継続できるのは、関係官庁、並びに関係諸団体の平素のご指導ご協力、そして何よりも会員の皆様のご協力があって初めて成り立ちます。改めて謝意を表するものでございます。

さて、我が国は本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進展、環境問題の顕在化、自然災害の増加及び被害の甚大化といった社会・経済情勢を迎えています。また、高度情報化、グローバル化の進展は経済社会に大きく影響し、地方都市も例外ではありません。経済情勢は、緩やかな回復傾向が継続しているとは言われますが、私たち中小企業にとって実感するには至っていないように感じられます。

公益法人としての「社会の為の事業」と、「税に関する事業」「会員の皆様のための事業」のバランスを取りつつ、法人会の特性を活かして、何ができるのか、何をしなければならないのか、常に自らに問いかけながら組織運営をしていかなければならないと考えております。法人会の様々な事業にご参加いただいたり、役員として運営に携わっていただくことは様々な業種の経営者と知り合い、互いの経営感覚を磨き、視野を拡げることにも繋がります。ぜひ積極的な参加や新たな事業提案をお願いいたします。

役員一同、本会の意義を改めて深く認識すると共に、新たな会員拡大に向けた魅力ある法人会とすることに一層努力を傾注してまいりますので、引き続き、皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとりまして良い年になりますことをご祈念申し上げ、新年のあいさつとさせていただきます。

年頭にあたって

春日部税務署長
栗原　茂雄

平成29年の年頭にあたり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

公益社団法人春日部法人会の皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、野原会長はじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政全般にわたり、格別のご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、税に関する研修会や租税教育への取組などの様々な活動を通じて、正しい税知識の普及並びに納税道義の高揚に多大な貢献をされますとともに、「花と緑いっぱい運動」の実施や一般公開による講演会の開催など、地域社会の健全な発展にも寄与されており、公益法人としてふさわしい幅広い活動を展開されております。

これも、ひとえに、役員並びに会員の皆様方の熱意の賜物であり、心から敬意を表しますとともに、今後も、地域社会に密着した魅力ある活動を展開されますことをご期待申し上げます。

加えまして、昨年は「税を考える週間」の期間中あるいはその前後において、各種事業の開催の際に、のぼりやポスター等を掲示されるなど、「税を考える週間」のPRにもご協力いただきましたことに改めて感謝申し上げます。

さて、昨年1月から利用が開始された社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきましては、1年が経過いたしました。ご存知のとおり、マイナンバー（個人番号）は、社会保障・税・災害対策の3分野で利用することとされており、法人番号につきましては、法人の名称や所在地とともに、インターネット上において広く一般に公表され、誰でも自由に利用できるようになっております。

なお、本年1月からは、申告書や法定調書といった税務関係書類への番号の記載が本格化し、また、それらを提出していただく際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となってまいります。

私どもといたしましては、これまで、国税庁ホームページを通じた情報の提供や説明会等、あらゆる機会を通じて周知・広報をしてまいりましたが、引き続き、本制度を着実に定着させるためにも、みなさまと連携を図りながら周知・広報に努めてまいりますので、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

間もなく、平成28年分所得税等の確定申告の時期を迎えます。毎年、申告相談会場は多くの納税者で大変混雑しており、来場者のみなさまにご不便をおかけしている状況にあります。所得税等の確定申告に当たりましては、是非とも、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただき、ご自宅等で作成し、e-Taxあるいは郵送等で提出されるなど、ICTを活用した申告にご協力いただきますようお願いいたします。

結びに、本年の干支は「酉」でございます。「酉」は「取り込む」に繋がるといわれ、商売に縁起の良いと干支とされております。

また、酉の由来に「果実が極限まで熟した状態」とされておりますので、貴会並びに会員企業の皆様のこれまでの活動が実を結び、本年が幸多き年となりますことを心からご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

税を考える週間　今年のテーマは「くらしを支える税」

▶税を考える週間のぼり
今年度新たに製作

平成28年11月16日(水)
於:春日部市民文化会館

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。今年のテーマは「くらしを支える税」でした。

第11回「税を考える週間公開講座」を行いました

毎年11月11日から17日は「税を考える週間」です。

税のオピニオンリーダーとして活動する法人会では、春日部税務署管内税務行政協力会(会長:間嶋順一 関東税理士会春日部支部長)と共催により今年度も「税を考える週間公開講座」を開催しました。

開会行事で当会野原会長は、税を考える週間の意義や法人会の幅広い活動について述べました。「記念講演」では、春日部税務署 栗原茂雄署長に「税務の仕事あれこれ」と題し講演いただきました。今年度のテーマである「くらしを支える税」では税と公共サービスについて、また、国税庁の仕組みや取組、特に国際課税の課題について解説していただきました。

税務署長講演
栗原茂雄署長

「記念コンサート」は、春日部市立立野小学校合唱部の演奏です。いつもと違う観客に少し緊張の様子でしたが、小学生の清らかな歌声に一同魅了されました。

記念コンサート 春日部市立立野小学校 合唱部

なお、当日は「さいたま緑のトラスト募金」や「花と緑いっぱい運動」として花の苗のプレゼントも行いました。

春日部税務署管内税務行政協力会と春日部税務署幹部職員との情報交換会

公開講座に引続き、情報交換会が行われました。春日部税務署管内税務行政協力会は、関東信越税理士会春日部支部、春日部税務署管内納税貯蓄組合連合会、春日部税務署管内青色申告会、春日部間税会、埼玉県酒造組合春日部支部、春日部小売酒販組合、公益社団法人春日部法人会の7団体で構成され互いに協力しながら税に関する普及啓発活動や租税教育などを行っています。会場では和やかに活発な情報交換が行われました。

平成28年度納税表彰式が挙行されました／春日部税務署

税を考える週間に毎年実施されている春日部税務署の納税表彰式が挙行されました。管内の関係機関・協力団体・関係行政・招待者などが出席される中、厳粛なうちに春日部税務署長表彰、租税教育推進校署長感謝状贈呈、財務大臣表彰受彰者披露が執り行われました。署長表彰の受賞者は6名で、当法人会関係では、平澤道男副会長(菖蒲支部長)が受彰されました。

税務署長表彰 平澤道男菖蒲支部長

平成28年度 中学生の「税についての作文」

春日部法人会では、「税についての作文」事業(主催:国税庁・納税貯蓄組合連合会)について、中学生の時期に税について考えることは大変意義のあるものと捉え、積極的に協力し推進してきました。本年度は、全国から659,534編の作品が寄せられ、先ごろ審査が完了しました。春日部税務署管内の主な優秀作品は下記の通りです。優秀作品は、毎号連載を予定しています。中学生の税についての考えや思いをご一読ください。なお、支部長賞受賞校及び春日部法人会会長賞受賞作品は「法人春日部」第168号に掲載しました。

中学生の「税についての作文」入選作品(抜粋)

関東信越税理士会埼玉県支部連合会会長賞	税金の力	久喜市立栗橋西中学校	3年	金田　望花
	家族の笑顔	幸手市立幸手中学校	3年	大木　美和
	支えるということ	久喜市立久喜中学校	3年	大熊　美沙希
	税の有難み	久喜市立鷲宮中学校	3年	渡辺　梢平
	日本に生まれてよかった	蓮田市立蓮田中学校	2年	関　萌日
	窓を空けて。	久喜市立鷲宮中学校	3年	原田　空
	平和を学ぶと共に	幸手市立幸手中学校	3年	宇賀神　桜子
	母から学んだこと	幸手市立幸手中学校	3年	野口　理帆
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	必要不可欠の存在	さいたま市立城北中学校	3年	藤野　綾菜
	日本と世界をつなぐ大切な税金	久喜市立鷲宮東中学校	2年	加藤　彩花
	我が国の「大黒柱」	幸手市立幸手中学校	3年	荒川　佳亮
	税金は大切な制度	蓮田市立蓮田南中学校	3年	銭場　美沙希
	未来への種	春日部市立大沼中学校	3年	大久保　貫文
	税がこれからも心強い存在であるために	久喜市立鷲宮東中学校	3年	尾崎　なつみ
	私達のくらしと税	宮代町立前原中学校	3年	千ヶ﨑　理子
	平和な毎日と税金	春日部市立葛飾中学校	2年	中島　優渚
埼玉県租税教育推進協議会長賞	支える手	春日部市立緑中学校	3年	熊谷　莉緒
公益社団法人春日部法人会会長賞	今になって気づくこと	久喜市立鷲宮東中学校	3年	菅谷　実礼
春日部間税会会長賞	流れる水と私たちができること	春日部市立中野中学校	3年	木下　知春
関東信越税理士会春日部支部長賞	僕の夢と税金	春日部市立葛飾中学校	2年	古谷　一真
春日部税務署長賞	税金と私達の生活との大切な関係	春日部市立葛飾中学校	3年	増田　愛美花
	身近な税金	春日部市立春日部中学校	2年	岩上　大我
春日部税務署管内租税教育推進協議会会長賞	知ることの大切さ	春日部市立春日部中学校	1年	内山　絢香梨
埼玉県春日部県税事務所長賞	税から生まれる「みどり」	杉戸町立東中学校	3年	山本　歩実
さいたま市教育長賞	勉強できること	さいたま市立西原中学校	3年	宮田　華帆
さいたま市長賞	税をつくる「未来」	さいたま市立岩槻中学校	3年	佐藤　優音
春日部市長賞	税金でつながる私達	春日部市立東中学校	3年	折原　海音
久喜市長賞	税の大切さ	久喜市立久喜中学校	2年	村野　あずさ
蓮田市長賞	人助けの税金	蓮田市立黒浜西中学校	3年	福島　ひかる
幸手市長賞	税の大切さ	幸手市立東中学校	1年	髙橋　いづみ
白岡市長賞	税金の大切さ	白岡市立南中学校	1年	加藤　碧
宮代町長賞	聞こえた声へ	宮代町立百間中学校	2年	齋藤　弥恵
杉戸町長賞	生きるということ	杉戸町立広島中学校	3年	篠崎　花

平成28年度 関東信越税理士会埼玉県支部連合会会長賞

税金の力

久喜市立栗橋西中学校 3年 金田 望花さん

税金、それは日々の生活にかかせないもの。毎日の通学路、自然が美しいと感じられるのは、税金で道路の補修やゴミ処理を行っていることも関係あるのではないでしょうか。日々教科書で勉強に励むのも、おいしい給食が食べられるのも、税金の力があってこそです。今の私は、税金の大きな力を心から感じることができるのです。それは、ある出来事が私の税金に対する意識を変えたからでした。

2011年3月11日、東日本大震災。大きな揺れに襲われました。当時小学三年生だった私は、大きな不安を抱いたことを覚えています。そして、不安は的中しました。近所の公園や家は水に浸かり、傾いていました。液状化です。特に被害が大きかった私の町は、連日テレビで報道され、変わり果てた景色を見る度に、被害の深刻さを痛感しました。私の家は被害は免れましたが、いつ傾くかわからない怖さはいつまでも消えませんでした。

しかし、震災から五年たった今年、ついに液状化対策工事が始まりました。この工事は各地区で液状化発生の原因の一つである「地下水位」をパイプを埋めて下げる工夫で行われます。そして、この工事こそが、まさに税金を活用しているのです。それは、「東日本大震災復興公付金」です。税金は主に国税と地方税の二種類があり、そのうち国税の直接税に含まれる復興特別所得税などから成り立っています。もちろん、日本国民が払っている税金ですから、それが直接役に立ったということが実感できるのです。日本国憲法に記された通り、納税は国税の義務です。以前の私は、税金の使い道を知らず、その負担に嫌な思いをしていました。でも、町の安全が確保されるという素晴らしさを知り、心が晴れました。税金は、住みよい暮らしだけでなく、心が安らぐ力も持っているのではないかと思いました。また、税金での補助がなく、個人の負担になると、大きな金額を払わなくてはいけません。東日本大震災復興公付金により、個人の負担も軽減されながら、安全な町に生まれ変わろうとしているのです。私の家の前の道路も、夏休みは工事が行われていました。重機が穴を掘る音、パイプが入れられる光景、私は毎日見ていました。税金のおかげで、不安だった人々も救われていくのではないかと思うと、やはりこの国に永久に続く、大切な財産だと感じました。

この夏、私の税金に対する意識は大きく変わりました。私たちは、税金について多くのことを学び、負担と立ち向かうべきです。なぜなら、税金は暮らしと共に生きる、永久の宝だからです。現在、増税などにより、将来の財政に確心が持てない時代となっています。その次世代を担っている私たちは、文化的な生活のため、日々進んでいけるとよいです。

今日も、窓を開ければ美しい町がそこにあります。税金と共に、安心、安全、心豊かな一日のスタートなのです。

平成28年度 埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞

家族の笑顔

幸手市立幸手中学校 3年 大木 美和さん

私の祖父の体には機械が入っています。それは心臓の近くにあって、心臓が動くのを助けてくれるペースメーカーと呼ばれる機械です。

約20年前の秋、祖父は狭心症により倒れました。狭心症とは血管が狭くなることによって、心筋に十分な血流、酸素が送り込めなくなる病気です。突然の出来事でした。倒れたことに祖母がすぐに気づいたのが不幸中の幸いでしたが、祖父は救急車によって病院に運ばれ、治療が始まりました。その時が血管を広げるだけの軽い治療で済みました。しかし数年後、不整脈という病気にかかり祖父は再び入院することとになりました。それは突然死をするくらい思い病で命に関わるものでした。その時の手術で入れたのがペースメーカーです。手術は成功し、その後何回か入退院を繰り返しましたが、祖父は元気になって帰ってきました。

当時の私はとても幼く、その時のことは全く記憶にないけれど、家族は不安で夜も眠れなかったそうです。また、たくさんの税金が使われたと祖母から聞きました。私は病院での生活のお金や、手術の費用の半分以上が税金で賄われていることを初めて知り、とても驚きました。税金はただのお金ではなく「人の命も救うことができるお金」なのです。祖父は手術をしてくださった病院の方々の技術の支え、そして税金によって一命を取り留め、元気に今を生きれるようになりました。今では一緒に旅行に行ったり、習い事の送り迎えをしてもらったりもしています。あのとき手術をしていなかったら祖父には会えなかったかもしれない。祖父の笑顔は見られなかったかもしれない。祖父に怒ってもらえなかったかもしれない。そう思うと手術をしてくださった先生や、手術をできるようにしてくれた税金に感謝の気持ちでいっぱいになります。税金は私たち家族に笑顔を取り戻してくれたのです。

私たちは、誰もが病気の人などを直接助けられるわけではありません。しかし納税をすることによって税金を力になることはできます。いよいよ次は私たちの番です。数年後私たちは社会人になるとともに納税者になります。将来は立派な納税者になって人を助けられる様になるのもひとつの目標です。また日頃の生活は常に税金に助けられていることを忘れず、税金に感謝しながら生活していきたいです。

平成28年度 埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞

支えるということ

久喜市立久喜中学校 3年 大熊 美沙希さん

私の祖母は数年前に脳梗塞で倒れ、入院しました。現在はデイサービスに通っていきますが、大抵家におり、介護が必要な状態です。「身近な家族の介護」これは私たちの家族にとって初めての経験でした。

今までに三度脳梗塞で倒れ、入退院とリハビリを繰り返してきた祖母。寝たきり状態の祖母の姿を見ても、私は信じられずにいました。せっせと家事をこなし、祖父の仕事の手伝いもしていた祖母。家から祖母の姿が消え母も祖母のいる病院に夜遅くまでいたため、私は一人で過ごす時間が多くなりました。その時に考えていたことは、今後のことでした。祖母が家に戻ってきたら。もちろん嬉しいのですが、誰が祖母のお世話をするのか、ということです。家にはいつも祖父がいますが、祖父にも体の限界があります。私も学校、習い事と平日はほとんど家にいないので、不安がつのるばかりでした。

祖母の退院の準備が始まり、もうすぐ祖母が家に帰ってくるという頃、私は母がたくさんの書類を机の上に広げているところを見かけました。何の書類かと私が訪ねると、母が「介護保険制度の書類をかいているのよ」と教えてくれました。私は、介護保障制度を知らなかったので、インターネットで調べました。そして、介護保険制度は、四十歳以上の国民が支払う保険だけではなく、税金も使われて成り立っていることを知りました。

私は、このことに驚きました。私が税金といわれて思い浮かべるのは、主に道路や公共施設の整備、警察官や消防士だったからです。いつも私たちが払っている税金が、介護サービスにも使われているとは思いませんでした。

介護保険制度で、祖母は支援をしてもらい、入浴の手伝いをしてくださるホームヘルパーのサービス等を利用しています。歩く練習等を含め、経験豊富な介護福祉士の方々が祖母に付き添ってくださるので、私達家族も安心ですし、祖母が今日はこんなことをして、こんなことができるようになったよ。嬉しそうに話してくれるのが、私まで嬉しくなります。今では昔のように、家族でゆっくりお話することもできるようになりました。

退院直後は思うように体が動かず、ベッドに寝たきりの日がほとんどでしたが、介護サービスを受けるようになってから、少しずつ体が動くようになり、祖母にまた、優しい顔が戻ってきました。税金はこうした介護が必要な高齢者の方にも役立ち、誰かの笑顔を生み出しているのだと思うと、納税者の一人として誇りに思います。税金は様々なところで役立っている。その事を体で実感することができました。これからも税という仕組みに感謝して日々を過ごそうと思いました。

平成28年度 埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞

税の有難み

久喜市立鷲宮中学校 3年 渡辺 梢平さん

僕は五年前、福島県のいわき市で東日本大震災を経験しました。今は出身地である埼玉県に住んでいますがその頃は父の仕事の都合で福島に住んでいました。この出来事は今までの人生の中で最も恐ろしいものでした。

テレビでは押し寄せてくる津波や倒壊した家の様子が流れ、自然の脅威を感じました。今までこんな経験をしたことが無かった上に、こんな経験はしないだろうと思い込んでいたので、驚きました。震災後、ライフラインのうち、水と電気が断水や、停電の為に自由に使うことができませんでした。また、食料などの物資を道路の寸断などで届かず、大変不自由な生活を強いられました。今までの生活を、僕は当たり前にあるようなものだと思っていましたが、その「当たり前」がとてもかけがえのない、大切なことなのだと初めて震災によって、身をもって実感することができたのです。

その「当たり前」が失われ、不自由な生活を強いられることとなった僕たちですが、水の復旧までに数日はかかると伝えられていた為、水の使用は殆ど出来ず、飲用の水のみで暮らすことになりました。そんな生活でなかなか希望を見出せず、どうしようかと途方に暮れた震災翌日のことでした。同じマンションの住民から市役所に給水車が何台かきている、という情報が入ったのです。すぐに市役所へ向かいたくさんの人が並んでいましたが二日は持つくらいの水を得ることができました。そのおかげで僕たちは「当たり前」をほんの少し取り戻せました。

また、倒壊した家屋に閉じ込められた人の中に自衛隊や消防隊などに助けられた人も多くいたことでしょう。もし、自衛隊や消防隊の人の助けがなかったら、命を落としていた人たちもいるかもしれません。

震災によってたくさんの人が不自由な生活や恐ろしい体験をしましたが、自衛隊や消防隊などに救われた人も数多くいます。

それらは税金がなくては機能せず、税金を使ってたくさんの人が助けられたのです。僕らの生活を取り戻した給水車だって税金がなければ来ていなかったことでしょう。

この震災によって僕は改めて税金の大切さを考えることができました。よくよく考えると「当たり前」の生活も税金があるから保障されているわけであって、税金が無かったら大変なことになるでしょう。税の大切さはなかなか感じることが難しいことですが、税に対して感謝することも大切だと思いました。

生活、命を救われた僕ら被災者は将来、税及び社会へ恩返しをしなくてはいけません。その為にも一生懸命勉強し、将来は社会のためになるようなことをしたいです。

この震災は僕にとって恐ろしく大変な経験であると同時に、税や社会に感謝するきっかけとなり、僕の糧となった出来事でした。

税務署だより

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付

平成２９年２月１６日（木）～３月１５日（水）までです。

社会保障・税番号（マイナンバー）制度導入に伴う注意点!!

平成２８年分の所得税等の確定申告書には…

マイナンバーの記載

申告書にはマイナンバー（個人番号）を記載する欄を設けており、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

＋

本人確認書類の提示又は写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

※　控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

が必要になります。

【本人確認書類の例】　例１　マイナンバーカード
例２　通知カード ＋ 運転免許証、公的医療保険の被保険者証　など

マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません！

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」（http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm）をご覧ください。

確定申告による所得税及び復興特別所得税の納期限は平成２９年３月１５日（水）です。

現金で納付

納付書を添えて金融機関（日本銀行歳入代理店）又は住所地等の所轄税務署の納税窓口で納付してください。

※　納付書は税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意しています。
　金融機関に納付書がない場合には、税務署にご連絡ください。

振替納税

指定した金融機関の預貯金口座から自動的に納税額が引き落とされる振替納税が利用できます。
大変便利ですので是非ご利用ください。

※　平成 29 年１月から振替納税の領収証書が送付されなくなります。

（注）　申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありません。

納付が法定納期限（平成 29 年３月 15 日(水)）に遅れた場合又は残高不足等により口座振替ができなかった場合には、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

所得税等の確定申告の際には…

国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

確定申告期間中（2/16～3/15）は、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことになります。

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告の際には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。

「確定申告書等作成コーナー」のメリット

○ 税務署に出向く必要なし！
作成した申告書は印刷し、郵送等により税務署に提出することができます。
また、ｅ－Ｔａｘを利用して送信することもできます。

○ いつでも利用可能！
確定申告期間中は、24時間いつでもご利用できます。

○ 自動計算機能！
毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を作成することができます。

○ 前年データの利用可能！
作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。

申告書作成から提出までの流れ

①「作成コーナー」へアクセス
ご自宅等のパソコンから、「作成コーナー」で検索。

②申告書を作成
画面の案内に従って金額等を入力し、申告書等を作成。

③申告書を提出
▶ **書面提出** の場合
印刷して郵送等で提出。

▶ **e-Tax** の場合
事前準備が必要です。
詳しくはｅ-Ｔａｘホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ
www.nta.go.jp
作成コーナー　検索

タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。

≪申告書をご自宅で作成される際、ご不明な点などは電話で問合せることができます。≫

○ 作成コーナーの操作などに関するお問い合わせは、
「ｅ－Ｔａｘ・作成コーナーヘルプデスク」　TEL 0570-01-5901
【受付】月曜日～金曜日　9：00～17：00（祝日及び12月29日～1月3日を除く）
※ ただし、以下の期間については、9：00～20：00
平成29年1月16日(月)から3月15日(水)までの月曜日～金曜日
2月19日・26日、3月5日・12日の日曜日

○ 申告内容についてのお問い合わせは、最寄りの税務署へ

平成28年分の給与所得の源泉徴収票の提出までの流れ（例）

平成28年 1月

～平成28年1月
平成28年分の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出

給与所得の源泉徴収票の作成について

税務署に提出する、平成28年分以後の給与所得の源泉徴収票には、支払を受ける方等のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です。

なお、**支払を受ける方に交付する給与所得の源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しません**ので、ご注意ください。

ポイント

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載された内容に応じ、支払を受ける方や、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族のマイナンバーなどを記載します。

（注）　配偶者特別控除が適用される配偶者の氏名及び配偶者特別控除の適用がある旨は（摘要）欄に記載しますが、その配偶者のマイナンバーは記載しません。

※　平成28年分の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に、支払を受ける方や控除対象配偶者などのマイナンバーが記載されていない場合には、源泉徴収票を作成する時までにマイナンバーの提供を受ける必要があります。

※　税務署に提出する給与所得の源泉徴収票には16歳未満の扶養親族のマイナンバーを記載しませんが、市区町村に提出する給与支払報告書には記載が必要です。

給与所得の源泉徴収票の記載例（抜粋）

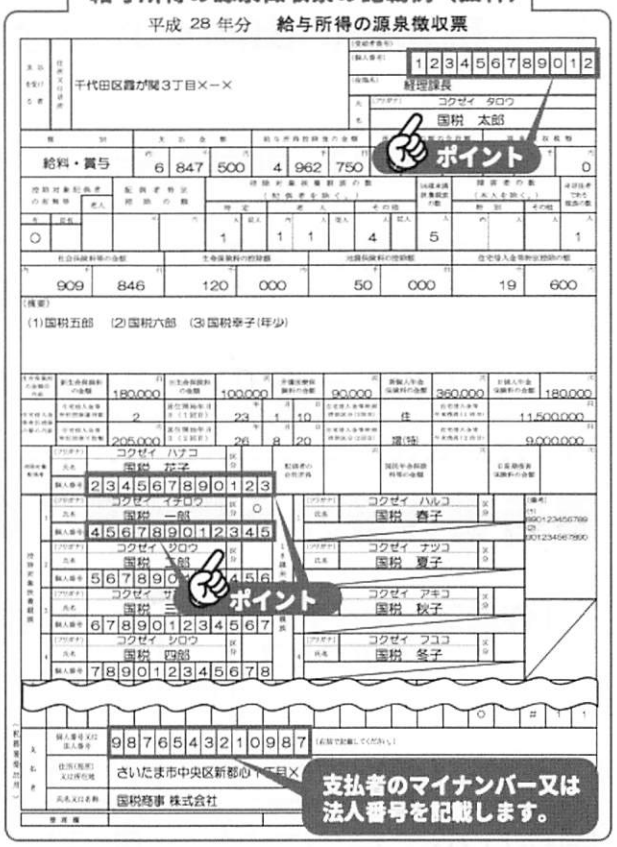

※　平成28年の中途において退職した方に係る源泉徴収票についても、控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族に関する各欄には、上図の記載例と同様に記載します。

2月　3月　4月　5月　6月　7月　8月　9月　10月　11月　12月

平成29年 1月

～平成28年12月
年末調整

平成29年1月
平成28年分の源泉徴収票の作成・提出

★給与・年金の源泉徴収票・支払報告書のeLTAXでの一括作成・提出について

平成29年1月から、地方税ポータルシステム（eLTAX）をご利用いただくと、税務署及び市区町村へ提出する給与・年金の源泉徴収票及び支払報告書を一括で作成・提出することが可能となります！

詳しくは、eLTAXホームページ（http://www.eltax.jp/）又は国税庁ホームページをご覧ください。

平成29年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

平成28年12月

平成29年1月

平成28年1月1日以後に提出する、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書については、給与所得者のマイナンバーのほか、控除対象配偶者等のマイナンバーの記載も必要になっています。

また、給与の支払者は、マイナンバーが記載された給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出を受ける際に、給与所得者の本人確認を行う必要があります。

控除対象配偶者等の本人確認は、給与所得者が行うため、給与の支払者が控除対象配偶者等の本人確認を行う必要はありません。

平成29年分以後の扶養控除等申告書等へのマイナンバーの記載不要の制度の特例が創設されました。

平成28年度税制改正により、給与等、公的年金等又は退職手当等の支払を受ける方が、その支払者に対して次の申告書の提出をする場合に、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等のマイナンバーなどの事項を記載した帳簿(注)を備えているときは、これらの申告書を提出する方は、その申告書に、その帳簿に記載された方に係るマイナンバーの記載を要しないこととされました。

この改正は、平成29年分以後の所得税について適用されます。

1　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
2　従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
3　退職所得の受給に関する申告書
4　公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(注)　上記1～4の申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。

源泉徴収事務・法定調書作成事務において、マイナンバーの記載が不要となる税務関係書類について(改正内容のお知らせ)

平成28年度税制改正により、以下の税務関係書類について、マイナンバーの記載が不要となりました。税務関係書類の種類により適用時期が異なりますので、ご注意ください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

❶ 平成28年4月1日以後に提出すべきものについて適用

税務署長等には提出されない書類であって、提出者等のマイナンバーの記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類へのマイナンバーの記載は要しないこととされました。

《例》給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 ほか

❷ 平成28年4月1日以後に支払の確定する配当等や、同日以後に特定口座開設届出書等を提出する場合等について適用

個人の方が、配当等や株式譲渡対価等の受領の際の一定の告知又は特定口座開設届出書等の提出(以下「告知等」といいます。)をする場合で、その告知等を受ける金融機関等が、その告知等をする方のマイナンバーその他の事項を記載した帳簿を備えているときは、その告知等をする方のマイナンバーの告知又は特定口座開設届出書等への記載を要しないこととされました。

《例》利子・配当等の受領者の告知、無記名公社債の利子等に係る告知書の提出、譲渡性預金の譲渡等に関する告知書の提出 ほか

❸ 平成29年1月1日以後に提出すべきものについて適用

申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類へのマイナンバーの記載は要しないこととされました。

《例》支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書(兼)本店等一括提出に係る承認申請書 ほか

平成29年度税制改正提言活動

法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

法人会の提言活動は、法人税の引き下げなどをはじめ、同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し、事業承継に関する税制の創設など、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

○提言先○

- 全法連…財務省、国税庁、中小企業庁、各政党
- 埼玉県連…埼玉県
- 春日部法人会…地元国会議員
- 各支部…地元自治体(市長・町長)

平成29年度税制改正スローガン

○経済の再生と財政健全化をめざし、歳出・歳入の一体的改革を！
○適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
○中小企業の重要性を認識し、活性化に資する税制措置の拡充を！
○中小企業にとって事業継承は重要な課題。本格的な事業継承税制の創設を！

※提言内容の概要は11月発行の当会広報誌第168号に掲載いたしました

古川俊治参議院議員へ
平成28年11月11日(金)

土屋品子衆議院議員へ
平成28年11月11日(金)

三ツ林裕巳衆議院議員へ
平成28年11月11日(金)

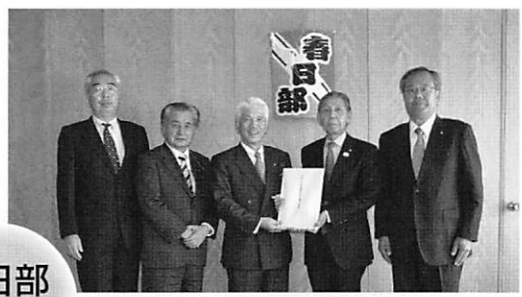

春日部
庄　和

石川良三春日部市長へ
平成28年11月18日(金)

久喜・菖蒲
栗橋・鷲宮

田中暄二久喜市長へ
平成28年11月8日(火)

蓮田

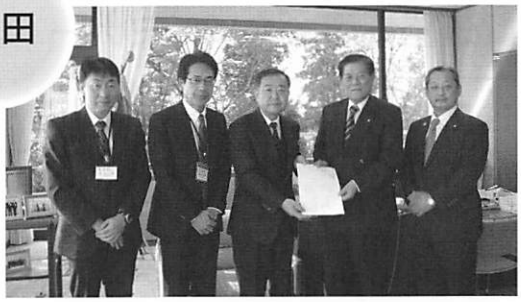

中野和信蓮田市長へ
平成28年11月28日(月)

幸手

渡辺邦夫幸手市長へ
平成28年11月24日(木)

宮代

榎本和男宮代町長へ
平成28年11月21日(月)

白岡

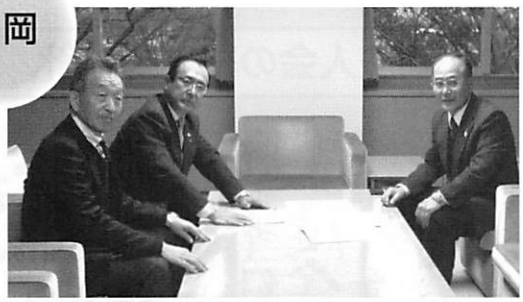

秋葉清一郎白岡市副市長へ
平成28年11月25日(金)

杉戸

古谷松雄杉戸町長へ
平成28年11月28日(月)

岩槻

※さいたま市への要望活動は
浦和法人会が代表して行いました。

全法連では、「税制改正に関する提言」を取りまとめるにあたり、毎年、全国の法人会税制委員、役員を中心に税制アンケートを実施しています。さらに、埼玉県法人会連合会では、全会員を対象とした税制アンケートを毎年3月頃、お願いしています。その結果は、本提言に生かされますのでご協力をお願いします。

女性部会 部会活動報告

関東信越法人会女性部会 連絡協議会合同セミナー

平成28年11月8日(火)
於:軽井沢プリンスホテル・ウェスト

埼玉、栃木、茨城、群馬、新潟、長野6県の女性部会が集う合同セミナーが今年初めて長野県で開催され、当会から県連副会長:宇津城部会長と理事:戸塚副部会長、宮田副部会長の3名が参加しました。

セミナーの講師は人とホスピタリティー研究所代表の高野登氏で、テーマは「リーダーシップとおもてなし ～価値創造のパラダイス～」でした。

税の講話とティーコンサート

平成28年11月29日(火)
於:ホテル久喜

女性部会による「税の講話とティーコンサート」が公開事業として開催されました。

第1部は、春日部税務署の栗原署長に、「税務の仕事あれこれ」をテーマにご講演いただきました。「輸出物品販売場制度」と「酒税」について、豊富な資料を提示して頂きながら、具体例を挙げて解りやすくお話いただきました。

第2部は、チェロ奏者としてオーケストラ、室内楽等で活躍中の小川泰則さんとピアノ伴奏中島和美さんによるコンサート。愛の讃歌(エルガー)、白鳥(サン=サーンス)などのチェロの代表曲から、アイラブユー(尾崎豊)見上げてごらん夜の星を(いずみたく)など誰でも耳のしたことのあるポピュラーな名曲をしっとりと叙情豊かに演奏していただきました。

生の演奏に触れ、改めて音楽の不思議な魅力を感じるひと時でした。

健康セミナー 「手術で治せる認知症・歩行障害・尿漏れ」

平成28年11月12日(土)
於:春日部市民活動センター

毎年ご好評をいただいている女性部会健康セミナー。今年は春日部市市民活動センターのご協力をいただき、春日部市との共催での開催となりました。テーマは「手術で治せる認知症・歩行障害・尿漏れ」講師は、地元にお住いの水野リハビリテーション病院副院長、医学博士の下田仁恵先生です。脳外科がご専門の先生から特発性正常圧水頭症という病気のお話しを伺いました。

誰もが気になっている「痴ほう」と「もの忘れの違い」、あきらめていた認知症などの症状の中には短時間の手術で劇的に回復する場合があることを様々な写真や動画を見せていただきながら、解りやすく知ることができました。

法人会の基本的指針

法人会のキャッチフレーズ

法人会は
よき経営者をめざすものの団体として
会員の積極的な自己啓発を支援し
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します
めざします 企業の繁栄と社会への貢献(法人会)

全国法人会総連合

青年部会　全国青年の集い 北海道大会

平成28年9月8日(木)・9日(金)
於:旭川大雪アリーナほか

租税教育 プレゼン

全国青年の集い北海道大会が北海道旭川市で開催され、全国から約2000名の青年経営者が集いました。1987年に仙台市で初めて開催されたこの大会は、今回で30回の節目を迎えました。

開催の趣旨には、「法人会は租税の理解、望ましい税制・財政のあり方の提言、納税意識の高揚と税知識の普及啓蒙に努めることを責務としています。その一環として青年部会が行っている租税教育活動は、日本の次代を担っていく子どもたちに税の仕組みや大切さを伝える極めて重要な取組みです。それは全国441単位会の活動における大きな志であり、北の空に輝く北極星のような目指すべき方向、軸が定まった全単位会共通の目標でもあります。この集いの各プログラムで互いの活動を知り、情報交換を行ってきたことで租税教育活動も最初に比べ大きく進化してきました。そして、これから私たちが伝えていくべき重要な事の一つとして税の使われ方があります。個人のためではなく様々な人に恩恵を与えることができるという公共性と、安全で安心な社会を作るために役立っているという事を伝えていくことは、公共心や道徳心を育むことでもあり、この国の明るい未来へつながります。」とあります。この趣旨に基づき、部会長サミット(円卓会議は)では、全国の部会長が一堂に集い、過去10年間の青年部会活動を振り返るとともに、「社会保障について考える」及び「租税教育活動への反映」をテーマに議論しました。こうした資料は後日役員会で配布し、社団や各支部の活動に反映されています。

2日目の大会式典に続く講演は、スキージャンプ選手兼任監督の葛西紀明氏で、テーマは「夢は、努力でかなえる」でした。

決算期別説明会

決算及び申告を間近に控えた法人を対象に、法人税及び消費税等の説明会「決算期別説明会」が年4回、それぞれ 久喜・春日部・岩槻の3会場で開催されています。講師は、関東信越税理士会春日部支部の税理士さんと春日部税務署法人一部門の方々で、「税制改正の内容」「法人の決算と申告」「消費税」などについて説明します。

該当する企業には税務署より案内のはがきが届きます。どの会場に参加されても結構です。

	期日	会場	担当税理士
	10/21(金)	岩槻本丸公民館	須賀昌則 先生
	10/27(木)	春日部市民文化会館	出来　太 先生
	11/2(水)	久喜総合文化会館	中原信子 先生
今後の予定	1/19(木)	岩槻本丸公民館 2階 研修室	清水洋介 先生
今後の予定	1/23(月)	久喜総合文化会館 2階視聴覚ライブラリー室	中原信子 先生
今後の予定	1/26(木)	春日部市民文化会館 3階 中会議室(1)	須賀昌則 先生

※時間は14:00～16:00です

平成28年度分の年末調整説明会を開催しました

年末調整説明会が、11月15日から29日まで、久喜市・幸手市・蓮田市・春日部市・岩槻市の5会場で開催され、専門職員の方が、「年末調整のしかた」「法定調書の作成と提出」「e-Tax」「マイナンバー制度」などについて、映像を交えて説明しました。

久喜会場

平成28年度　社会貢献活動

税の啓発活動・花と緑いっぱい運動

各市・町の産業祭などで活発な活動!!

正しい税知識の普及、うるおいのある街づくりのため、春日部法人会では、平成8年度から「税の啓発活動」と「花と緑いっぱい運動」を展開しています。今年も各市・町で行われる産業祭・商工まつり・市民まつり等、様々な地域イベントに各支部が創意工夫して参加し、花の種や苗、税の資料、小学生が描いた税の絵が入ったポケットティッシュの配布、さいたま緑のトラスト募金などの活動を行っています。各支部の代表的な事業を写真でご紹介します。

春日部支部

JAZZDAY
かすかべ
H28.11月5日(土)

かすかべ
商工まつり
H28.10月
16日(土)・17日(日)

白岡支部

わんぱく笑(商)店街(軽トラ市)
H28.11月23日(日)

久喜支部

第30回久喜市民まつり
H28.10月16日(土)

蓮田支部

雅楽谷の森フェスティバル
H28.11月 3日(祝)

蓮田マラソン
H28.11月26日(土)

久喜・菖蒲
栗橋・鷲宮支部

久喜市健康食育まつり
H28.11月6日(日)

岩槻支部

第12回岩槻やまぶきまつり
H28.10月16日(日)

幸手支部

第23回 幸手市民まつり
H28.11月13日(日)

宮代支部

第27回 みやしろ産業祭
H28.10月30日(日)

菖蒲支部

久喜市菖蒲産業祭
H28.11月3日(祝)

栗橋支部

栗橋やさしさ・ときめき祭
H28.11月20日(日)

鷲宮支部

わしのみやコスモスフェスタ
H28.10月22日(土)・23日(日)

杉戸支部

杉戸町産業祭
H28.11月3日(祝)

庄和支部

産業祭
H28.11月6日(日)

事業のお知らせ

青年部会 公開研修会　受講料：無料／定員：80名

～すべての人をまた会いたい人に～

印象力アカデミー

受講生の98%の印象が劇的に変わった、まったく新しい営業教育プログラム。

あなたは、自分の印象を知っていますか?その印象によって売り上げが大きく変わることを知っていますか?あなたもこのセミナーで印象力をアップさせ、あなたのとても大切な人にまた会いたいと、思われる印象力を身につけませんか?

平成29年2月18日(土)

時間　14:00～16:30 終了予定

場所　春日部市商工振興センター
アクシス春日部2F 204会議室

専用申込書により春日部法人会青年部(FAX(048-752-8244)でお申込みください。申込用紙は春日部法人会HPでダウンロードしていただけます。
申込締切：1月25日まで

講師
株式会社アーカス・インズ
代表取締役
亀田(かめだ) 直幹(ちょっかん)氏

1993年成城大学法学部卒。住友銀行入行(現:三井住友銀行)。法人／個人取引を経験する。2000年株式会社カルチュア・コンビニエンス・クラブ入社。インターネット子会社の人事担当マネジャーとして各種人事規定の策定、人事制度構築、研修の企画・実施、採用面談数述べ300名実施。その後、Tカード事業の立ち上げに参画、Tポイントの精算システムの構築、Tカードサービスの開発に従事。2007年アリコジャパン(現:メットライフ生命保険株式会社)入社、コンサルタントとしてルーキー賞、MVP、MDRTなど受賞し、セールスマネージャーとしてメンバー純増全国2位など、受賞歴多数。2014年人の「印象力」を調査する手法開発し、今までにない方法でコミュニケーション研修を行う研修会社「印象力アカデミー」を設立。運営会社の株式会社アーカス・インズの代表取締役に就任(現職)。2016年質問型営業コンサルタントとなり、印象力アカデミーとのコラボレーションで多くの企業や営業パーソンより絶大なる支持を得ている。

女性部会 連絡協議会東部ブロック社会貢献事業　参加料：無料

今年度はファミリーコンサート

「歌う海賊団」

平成29年3月11日(土)

時間　午後2時～

場所　蕨市民会館

詳細はホームページをご覧ください
申込用紙は春日部法人会HPで
ダウンロードしていただけます。

「歌う海賊団」とは…

結成12年目。全国での延べ公演数は900以上。音楽で親子を笑顔に、ママパパを元気にするため、子育て世代の応援団として結成された歌う海賊団ッ! 幼稚園や小学校での音楽鑑賞会／芸術鑑賞会でも高い評価を頂いています。 その様子はテレビや新聞などのメディアでしばしば取り上げられ、公演の評判はクチコミで広がっています。毎年の恒例行事になっているイベントもあります。歌とダンスで会場が一体となり、子供も大人も元気になれるステージは、初めてでも、笑えて、そして感動できる完成度の高いショーです。ぜひ親子そろってお出かけください。

国税庁からのお知らせ

中小企業向け 個人情報保護法全国説明会

個人情報保護法の改正に伴い、平成29年春頃に予定されている改正法の全面施行に向け、個人情報の取扱いに関する中企業向けの説明会が全国各地で開催されます。

○埼玉県内での開催について
日　時　平成29年1月30日(月)午後2時より
会　場　さいたま共済会館6階 大会議場(要事前申込)

※詳しくは、個人情報保護委員会ウェブサイトでご確認ください。
(http://www.ppc.go.jp/personal/pr/28_national-briefing_chusho/)

確定申告時期における税務署等の閉庁日対応の実施について

昨年に引き続き、平成28年分確定申告期においても税務署等で閉庁日対応が実施されることとなりました。

①閉庁日対応が実施される日
平成29年2月19日(日)及び2月26日(日)
②対応業務
確定申告用紙の配布、申告相談、
確定申告書の授受及び納付相談

※詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。
(https://www.nta.go.jp/)

埼玉県・さいたま市からのお知らせ

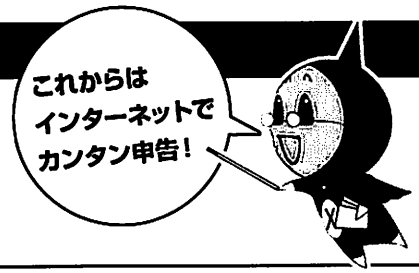

さいたま市からのお知らせ

エルタックス eLTAXをご利用ください!

埼玉県では、地方税の電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」がご利用いただけます。混み合う窓口へ申告に出かけることなく、オフィスや自宅に居ながらにして、法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の申告ができます。申告書の作成支援機能もあり、税務ソフトウェアとの連携も可能(eLTAX対応ソフトに限ります。)。簡単に申告書を作成することができ、税理士の署名のみでご利用になれます。

さらに、電子申告に引き続いて、平成27年3月から申告データをもとに「納付情報」を発行できるようになりました。当該情報を使えば、金融機関のインターネットバンキング等から電子納税(ペイジー)することができます。納付書を作成して支払窓口に行く手間が省けるので大変便利です。

また、法人県民税・事業税に関する申請書・届出書の一部については、eLTAXを利用して電子的に提出することができます。

ますます便利になったシステム「eLTAX」を是非ご利用ください。利用開始手続きなど詳しくは、eLTAXホームページ(http://www.eltax.jp/)をご覧ください。

お問合せ　各県税事務所か県税務課
TEL048-830-2657 FAX048-830-4737

■ eLTAX(エルタックス)とは...

地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。複数の地方公共団体への手続きを、パソコンから簡単にまとめて行うことができます。

■ 市税についてのお問い合わせは...

○ 法人市民税・事業所税については 市民税課 法人・諸税係…TEL048-829-1915
○ 個人市民税・県民税については 市民税課 特別徴収係…TEL 048-829-1914
○ 固定資産税については 固定資産税課 家屋・償却資産係…TEL 048-829-1186

■ 詳細については...

一般社団法人 地方税電子化協議会にお問合せください。
○ホームページ ⇒ http://www.eltax.jp/
○電　　話 ⇒ 0570-081459 (ハイシンコク)
○上記の番号でつながらない場合 03-5500-7010
○受付時間 ⇒ 9時 ~ 17時 / 月 ~ 金 (土日休日、年末年始は除く。)

■ さいたま市においてご利用できる申告手続きなどは…

法人市民税	○中間申告、予定申告、確定申告、修正申告 など
事業所税	○資産割、従業者割の納付申告 ○事業所用家屋貸付等申告 など
個人市民税 県民税	○給与支払報告書 ○特別徴収への切替届出 ○給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出 ○退職所得に係る納入申告 ○退職所得の特別徴収票
固定資産税 (償却資産)	○全資産申告、増加資産 減少資産申告、修正申告 など

※他に法人市民税、事業所税、個人市民税・県民税の届出もご利用できます。
※法人市民税の届出と事業所税の届出は異なりますのでご注意ください。

新入会員ご紹介　(平成28年10月～11月入会)

●春日部支部

会員名	所在地
株式会社MSP	さいたま市岩槻区増長295-6
株式会社ロジコムサポート	春日部市豊町5-7-29
株式会社技術屋	春日部市内牧4011-9
株式会社辰栄商事	春日部市梅田3丁目9
株式会社BOND COMPANY	春日部市粕壁6763-2
株式会社ハースト	春日部市粕壁東6-2-5-404
株式会社山建	春日部市樋堀62-5
三河屋酒店	春日部市藤塚250-217
有限会社NASIR AND SONS	春日部市永沼278-2
株式会社今井工務店	春日部市南中曽根413-2
便利屋ナッピー	野田市横内61-7

●岩槻支部

黒田塗装店	さいたま市岩槻区仲町1-8-15
相崎重機工株式会社	さいたま市岩槻区黒谷814-9
株式会社山口電気	さいたま市岩槻区城南4-6-27
株式会社津多工業	さいたま市岩槻区金重221島村荘1号室
株式会社エイト･スタイル	さいたま市岩槻区本宿260
株式会社ベルエアランド	さいたま市大宮区大門町3-157-3
パトラビホーム株式会社	さいたま市浦和区仲町2-6-20
岩槻自動車整備工場	さいたま市岩槻区加倉1-1-13
橋本鈑金工業有限会社	さいたま市岩槻区馬込281-1
合同会社洛凡国際	さいたま市見沼区丸ケ崎2087-1
煌光株式会社	さいたま市岩槻区鹿室111-3
合同会社HY企画	さいたま市岩槻区加倉1-1-21-201
有限会社アーチ	さいたま市岩槻区笹久保389-1
株式会社安岡銘木店	さいたま市岩槻区加倉9-3
株式会社本丸工業	さいたま市岩槻区城町2-2-8

●蓮田支部

須賀水道	蓮田市蓮田1-205
株式会社SAP	越谷市大間野町1-137-8
株式会社AZティーズ･ジャパン	蓮田市緑町3-5-4
有限会社今成設備管工	加須市旗井423
有限会社斎藤商会	蓮田市根金1551-1

●幸手支部

有限会社三河花壇	幸手市北1-4-20
トラスト･ループ株式会社	杉戸町杉戸5-9-13サンヴェールS0207
株式会社建機サポート	幸手市西関宿330-10
川口自動車販売有限会社	春日部市牛島596-6
株式会社野澤不動産	幸手市中3-6-21

●白岡支部

有限会社ハチハチ工業	白岡市上野田字東上原1546-1

●栗橋支部

工藤税務会計事務所	久喜市栗橋中央1-1-12

●杉戸支部

明新工業株式会社	杉戸町清地4-9-27

●庄和支部

株式会社朝之工業	春日部市米島962-203

支部だより

法人会では、税制改正提言・租税教育・税の啓発・企業支援活動などのほか、様々な地域貢献活動・会員相互の絆を深める交流・親睦事業を行っています。

春日部支部

フラワーポットに植栽
H28年11月18日(金)
中学生職業体験で

幸手支部

税制改正勉強会
H28年11月21日(月)

岩槻支部

役員視察
H28年11月17日(木)
税務大学校 租税史料室

税制改正勉強会
H28年11月7日(月)

庄和支部

春日部市地域安全･暴力排除大会で功労団体表彰を受彰
H28年11月11日(金)

白岡支部

健康セミナー
健康長寿サポーター養成講習
H28年11月24日(金)

会員の皆様へ

■春日部法人会よりインターネットセミナーのご案内

春日部法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

http://kasukabehojinnkai.jp

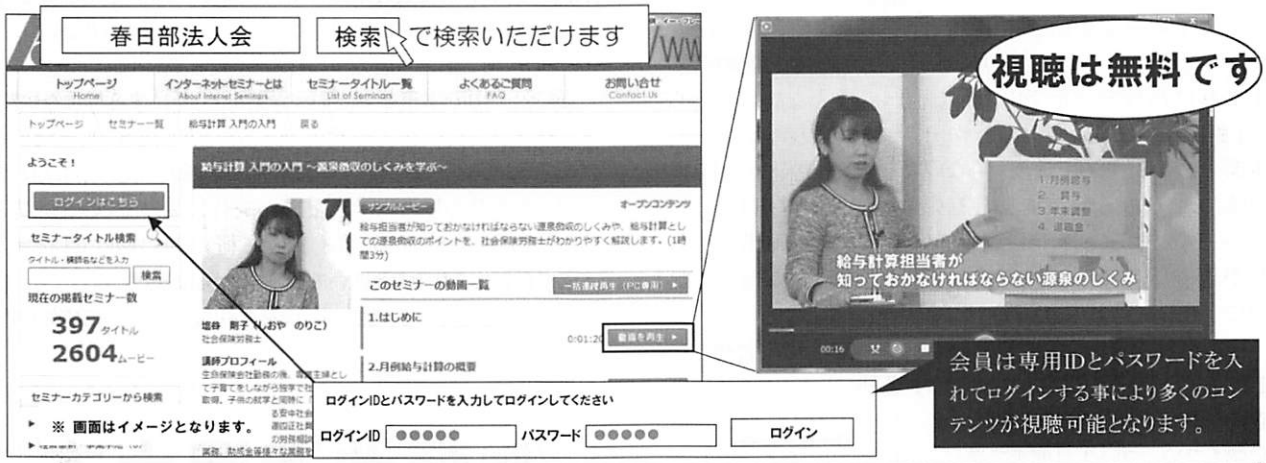

ID・パスワードは　会員ID：0527　パスワード：3551

会員の方は４００タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

◆お勧めセミナー

混迷を深める経済の行方
～英国EU離脱決定後の世界地図～

講師：伊藤 さゆり
（株式会社ニッセイ基礎研究所　経済研究部 上席研究員）

2016年6月英国のEU離脱ショックは短期に終息したが、今後数年の世界経済の先行きを不確実なものにさせた。反EUの機運が高まる中、英国はいつどのような形でEUを離脱するのか。欧州経済の専門家がEU諸国全体の経済動向と日本への影響を語る。

GSLメソッドで習得する実践ビジネス英語
～ビジネスシーンで
確実に使いこなせる英語力を身につける～

講師：日向 清人（慶應義塾大学講師）

ビジネス英会話は2000語程度で十分話せます。問題はそうした単語を正しく使いこなせていないこと。100年近い歴史のあるGSLメソッドは、頻度の高い基礎単語をリストアップし使えるように学べます。英語指導の専門家が、GSLメソッドを使ったビジネス英語を短期間で身につける方法を解説します。

◆10月人気セミナー視聴ランキング

1位
日本企業の事業承継と人づくり
講師：柴田 光榮
株式会社モアクリエイション代表取締役
FBAA認定 ファミリービジネスアドバイザー

2位
考え方がその人の人生を決める
講師：黒田 クロ
漫画家／漫遊書家／イラストレーター
株式会社クロデザインスタジオ代表

3位
ビジネスでも家庭でも使える！おもしろ簡単心理学
講師：武田 和久（人材活性プロデューサー）

お問い合せは春日部法人会事務局まで TEL：048-761-3551

想うがまま

たまたま運が良かった

蓮田支部　(株)菊池造園土木
代表取締役 菊池 現

蓮田で造園業を営む二代目。今年で38歳、妻と高校生、中学生、幼稚園の三姉妹の父親です。20年以上前の話ですが私は高校を一年で中退してしまい、そんな折に父から「京都にでも造園の修行に行かそうとも考えたが、お前は日本語の通じるところでは変わらないな」と親父の伝手で17歳の時にタイに在る食品加工会社に勤めると言うよりは預かってもらう事となりました。当時のタイは海外企業の進出で工業化が進み高度経済成長に伴うインフラ整備を推し進めて劇的に変化しようとしている時でした。

その会社は日本人数名と現地の方が300名で主に焼き鳥を製造し日本の大手スーパーに卸す会社でした。タイ語は勿論、日本語ですらちゃんと話せない、社会人たる一般常識も覚悟もない、つい十日前まで遊びの事しか頭になかった私を預かってくれ、ここには書けない様な事まで多くの体験をさせていただきました。

ですが、一年が経過した頃に休暇で帰国し数日実家に戻った時に交通事故に合ってタイの会社を辞めて逃げ帰り。それから1年ほど入退院を繰り返して19歳で父が営む今の会社に入り21歳で結婚と子供が生まれ26歳の時に父が他界し、一従業員として現場だけはやっていたのですが経営は勿論、見積すらした事もなかった私、最初は大変でした。突然の代表交代で大口の取引先からは様子を見るよと仕事も減り、不安から社員も殆んど辞めてしまい、再度自分で雇用した社員達とも2年で喧嘩別れ、そんなどうしようもない二代目ですが何とか今も消えずにしぶとく残っております。

最近、周りで事業継承という言葉をよく耳にする様になりました。様々な交代の仕方や状況があるかと思いますが、今と成っては私にとって一番良い? かたちでの継承だったのかも知れません。ただ私の場合は突然訪れた交代に父の多くの友人方と会で知り合った仲間と先輩達、そして何より母の助けで何とかここまで存続できたのだと思います。これからは続けるだけでなく今後の計画性を持って、愛される会社を社員一同築いて参ります。

㈱菊池造園土木
〒349-0115 蓮田市蓮田894−2
電話 048-768-3431

申　年

宮代支部　有限会社坂巻材木店
代表取締役 坂巻 繁一

僕は「としおとこ」であります。代表取締役になり、早いもので4年経ちました。

代表になり、商工会の方々の勧めで経営革新計画を申請し、認可を頂いたのを契機に、今おかれている事業の実態の把握と、新しい事業を考える貴重な時間をつくれたと感じました。法人の形態にはなってますが、僕の会社は小さな個人商店と何ら変わらない事業の内容ですが、大きく事業をするのではなく、小さくシンプルにまずは進めていこうと考えました。

お客様に、本当に満足して頂けることを追求していこうと行動してみました。仕事を通して、得意なところ、不得意なところ、見えてきます。資金繰りも見直す必要もありました。自己資本比率の改善は、大きな課題でした。毎日、会計事務所に電話で解らないことの質問と、営業でくる銀行員を捕まえては、銀行員から見た決算書のポイントを聞いたり知識ゼロからの勉強です。売上げ、在庫、借入金のバランスが良くないこと、すぐに現金化できる商品が少なく、かなり頭を抱えたことを思い出します。

事業を継承する中で、負の遺産を受け継ぐこともあるのですが、この仕事をつづけてくれた先代達に、「地域の信用」という大きな財産を頂いたと思い、社員と話し合い、無駄のない時間を有効につかう ── 仕事の効率を見直しながらやってみようと協力し、働きやすい環境も整えながら、福祉・保障制度も充実させてみました。ひとりのチカラではできないことも達成できるよう、新しい人材の教育もみんなで考えるように前向きに実行することにしました。

まだ、行うことはたくさんあります。効率化をすすめるなか、築60年経つ倉庫を改装しています。自由に、お客様の商談に使ってもらう場所として、地域の方に寛いでいただく様に、まきストーブを設置しました。まだ、完成途中ですが、さまざまなイベントも行いたと考えています。

先にはなりますが、次の社長へ、スムーズにバトンを渡すことができればと思っております。そして、情熱をもっていれば、どんな困難も、どんな扉も押し開けることができると、僕は信じています。

無添加無垢の家 材木屋
有限会社
坂巻材木店
〒345-0825 宮代町字桜井256
電話0480-32-4300　FAX 0480-32-4346

法人会の福利厚生制度

非後継者への財産分割

office SHIMADU 代表 島津 悟

「事業用財産を後継者に集中する反面、非後継者への財産分割をどうするか」という悩みを抱えておられる経営者の方は意外に多いです。

例えば、後継者が長男で非後継者が次男と長女の場合、長男の手元に現金を用意する方法が効果的です。経営者に万一の時、長男が会社を含めた主な財産を受継ぐ代わりに、長男から次男と長女に現金を渡すという方法で、これを「代償分割」と言います。その現金は、次男と長女の「遺留分」の金額までは最低限確保します。

遺留分とは、「被相続人の一定の近親者の為に法律上留保しなければならない相続財産の一定の割合」をいいます。残された相続人それぞれに配慮した財産分けをしなさいということを法律で定めているのです。長男に財産を集中したため、次男、長女に分ける財産が無くなれば不満につながり、醜い争いにならないとも限りません、「争族」が起きないようにという配慮なのです。

現金ではなく土地ではどうかという声もよく聞こえてきますが、土地は別な税金も発生しますし、そもそも土地は将来的に評価が変化しますので、場所によってはそれが新たな揉め事の火種になる場合もあります。やはり現金を用意することが適切でしょう。

しかし、急に多額の現金を用意することは困難です。そこで保険の活用を考えます、契約者＝経営者（父）、被保険者＝経営者（父）、受取人＝後継者（長男）とする契約にあらかじめ加入しておきます。保険金額は最低でも非後継者全員の遺留分の合計額をベースに計算します。経営者に万一の時、保険金は長男に入りますから、長男から次男、長女に「代償交付金」として渡します、むろんその内容は遺産分割協議書へ記載します。

この方法には三つのメリットがあります。

一つ目は、長男から代償交付金を貰った次男と長女は、贈与ではなく相続の扱いになりますので税金面で有利になります。

二つ目は、この代償交付金を渡す長男は、自身が相続する財産からその代償交付金分を控除できますので、長男にも税金面でのメリットがあります。

三つ目は、何よりも穏便な事業承継ができるということです。税金面での効果もさることながら、相続人同士が穏便であることが事業承継にとって何より効果的ではないでしょうか。

相続を「争族」としないための工夫は、生命保険の活用によって実現するのです。

著者プロフィール：島津 悟氏

大同生命提携講師・PHPビジネスコーチ・ファイナンシャルプランナー・年金プランナー・春日部法人会会員。新潟県出身。大同生命支社長を経て研修部門。平成24年、同社退職を機に研修講師として独立。同社職員や管理者の育成に携わる。また、全国の法人会・納税協会の経営者セミナー、税理士会向けのセミナーで活躍中。

法人会は、様々な事業を行っていますが、大きな柱の一つが福利厚生制度で、全国法人会総連合では、この制度を「大同生命保険株式会社」「ＡＩＵ損害保険株式会社」「アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）」の３社と提携しています。会員でなければ加入できない保障制度、集団取扱いによる割安な保険料、法人契約にすれば保険料が損金処理できる保険などがあります。詳しくは各社「法人会福利厚生制度推進員」におたずねください。

お問合せ先

大同生命保険株式会社 埼玉支社春日部営業所 ……電 話 048-734-3371
AIU損害保険株式会社 埼玉支店 ……電 話 048-650-7670
アメリカンファミリー生命保険会社 埼玉総合支社 ……電 話 048-645-0861

公開・新春講演会のお知らせ

入場無料
どなたでも参加できます！

高度経済成長時代の1964東京五輪と何が違うのか？

2020東京オリンピック・パラリンピックで

日本の何が変わるのか？

2020年の東京五輪は、日本の体育がスポーツに変わる、そのきっかけになると玉木氏は言います。人間ができることを再発見するのはスポーツで、それを目の当たりにできるのが、2020年の東京五輪ではないでしょうか？

講演会では、「バスケットボール」や「バレーボール」の言葉の由来や、「フットボール」「サッカー」競技の誕生秘話等、ユーモアを交えた話で講演を盛り上げます。日本にスポーツ文化が根付くことを提唱されている玉木正之さんのご講演に、この機会に是非ご参加ください。

講　師

スポーツ評論家　音楽評論家　**玉木（たまき）正之（まさゆき）氏**

1952年京都市生まれ。京都洛星中学・高等学校卒業後、東京大学教養学部入学。在籍3年で中退。在学中より東京新聞紙上で執筆活動を開始。『週刊ポスト』『週刊現代』『GORO』『NUMBER』『文藝春秋』『新潮45』等の雑誌、朝日、読売、毎日、日経等の新聞などで、執筆活動を展開し、日本で最初のスポーツライターを名乗る。『レコード芸術』『音楽の友』『CDジャーナル』等で音楽評論・映画評論も手がけ、『オール讀物』には小説の発表。自伝的小説『京都祇園遁走曲』はNHKでドラマ化。現在の肩書きはスポーツ評論家、音楽評論家。静岡文化芸術大学、石巻専修大学の各客員教授、立教大学大学院、筑波大学大学院で非常勤講師を務める。名古屋栄中日文化センターでは『オペラ入門講座』講師を10年以上務める。（現在継続中）

定員400名
（先着順）

花の苗プレゼント

平成29年 2月7日（火）

時間：午後3時30分～5時（開場：午後3時）

会場：春日部市民文化会館

法人会会員のみ　賀詞交歓会

平成29年 2月7日（火）　午後5時30分～7時
会場：春日部市民文化会館 大会議室
定員：100名　　特別会費：3,000円

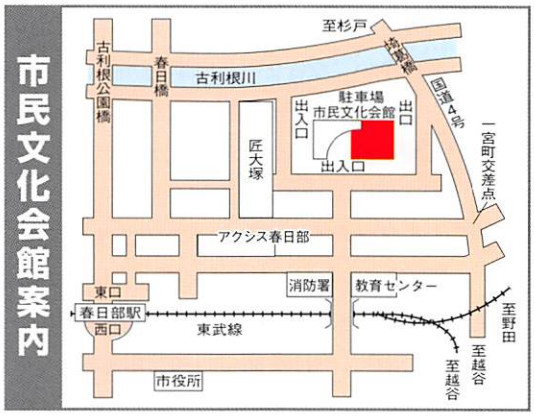

主催：公益社団法人 春日部法人会 TEL.048-761-3551 / FAX.048-752-8244

※下記申込書によりFAXまたは郵送にてお申込みください。受信後、FAXにて受付票を返信いたします。

切り取らずにそのままFAXしてください

（公社）春日部法人会事務局行　「公開・新春講演会」 受講申込書

事業所名 一般の方は市町名	（　　）支部　　TEL　（　　） FAX　（　　）	
受講者氏名	会員・一般	会員・一般
	会員・一般	会員・一般

※ご記入いただきました情報は、本事業の運営にのみ利用させていただきます。※当会から連絡が無い限り、受講可能ですので、当日は直接会場へお越し下さい。

編集：春日部法人会 広報委員会　染谷・林（茂）・橋本・小暮・林（明）・須賀・浜田・真中・明野・進藤・中島・中野